

## 4. コンテンツ規律

### (1) メディアサービス（仮称）の範囲

「メディアサービス」（仮称）の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討する。

### (2) 「メディアサービス」に関する具体的規律

#### ① 基本的な考え方

メディアサービスに対する規律は、多岐に渡っていることから、それらの規律ごとに在り方を検討する。

この際、個々の規律について、日常生活に必需の情報の送信等の特別な公共的役割を担うメディアサービスを区分することを、必要に応じて検討する。

#### ② メディアサービスの計画的な普及を図るための規律

現行の「放送普及基本計画」を踏まえ、有限希少な電波を用いるメディアサービスについて、計画的な普及を図るための規律の必要性及びその枠組みを検討する。

#### ③ 事業形態の規律

情報流通の中での「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討する。その際、日常生活に必需の情報の送信等の実施の担保を前提として、必要な措置の有無を検討する。

#### ④ 番組規律

「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」といった役割を担うメディアサービスについては、現在の放送に係る番組規律を基礎として、受信者の利益の保護の在り方を検討する。その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討する。

#### ⑤ 表現の自由享有基準

表現の自由享有基準については、維持する方向で検討する。その際、必要に応じて合理化を検討する。

#### ⑥ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方

有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化と併せて、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度、同意再送信に係る裁定制度の在り方について検討する。

#### ⑦ その他

以上のほか、技術基準、あまねく受信努力義務等、メディアサービスに係る規律の位置付け等について検討する。

## 検討アジェンダ（抜粋）

### （3）「オープンメディアコンテンツ」に関する規律

- ① 「公然性を有する情報通信コンテンツ」（「オープンメディアコンテンツ」（仮称））に係る違法・有害情報対策について、いわゆるプロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責任まで拡大することの是非について検討する。
- ② オープンメディアコンテンツに係る有害情報への対策については、総務省で別途開催している「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の成果等を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。

### （4）その他検討すべき事項

上記（1）～（3）以外に必要な事項を検討する。その際、多様なコンテンツの流通の促進を図る観点から所要の措置の有無について検討する。